

ると殆ど同時に、その足場の破壊作業が始まるという不幸な歴史を迎えることになった。

ピグーはジェレミー・ベンサム＝ジョン・スチュアート・ミル＝フランシス・エッジワースの功利主義的伝統を継承して、代替的な経済政策の優劣を比較する判断基準を、経済政策の《帰結》がもたらす個人的《効用》の社会的《総和》に専ら求める立場に依拠していた。【旧】厚生経済学と呼ばれるピグーの理論の功利主義的な判断基準——《最大多数の最大幸福》——は、明らかに個人間で比較可能で、基数的な効用概念に本質的に依存していた。それだけに、この効用概念には客観的・科学的な根拠が全くないことを指摘したライオネル・ロビンズの批判（1932年）がその情動的基礎の脆弱さを完膚なきまでに暴露したことによって、ピグーの【旧】厚生経済学は殆ど壊滅的な打撃を受けたのである。だが、撃沈された【旧】厚生経済学の功利主義的基礎に代替する新たな基礎付けの必要性をこのうえなく明瞭に示したという意味では、ロビンズの批判には非常に積極的な意義があったというべきである。

時代のこの要請に応じて1930-1940年代に形成された経済政策の基礎理論こそ、ニコラス・カルドア＝ジョン・ヒックス＝ティボール・シトフスキー＝アブラム・バーグソン＝ポール・サミュエルソンを代表的な理論家として擁する【新】厚生経済学だった。細部にわたる差異を大胆に捨象すれば、【新】厚生経済学の考え方には、基本的な柱が3本あるとあってよい。

第1の柱は、功利主義的な情動的基礎に換えて、ヴィルフレド・パレートがつとに開発していた序数的で個人間比較不可能な効用概念を新たな情動的基礎に採用して、ロビンズの批判に正面から応答できる理論を構成したことである。この理論において中核的な役割を果たす社会的な判断基準こそ、現代の厚生経済学においても殆ど不可侵の地位を得ている《パレート原理》なのである。

第2の柱は、【新】厚生経済学が【旧】厚生経済学から継承した《厚生主義的帰結主義》である。効用概念の基数性と個人間比較可能性こそ放棄したものの、経済政策や経済システムの善悪の判断を序数的効用というフィルターを通して判断される《帰結》の善悪のみに依存させるという意味では、【新】厚生経済学はまさに【旧】厚生経済学と同じ考え方に立っているのである。

第3の柱は、厚生経済学の倫理的な側面と科学的・技術的な側面を分離する思想が、【新】厚生経済学に到って初めて正統化されたことである。社会改革の思想としての功利主義に依拠する【旧】厚生経済学の場合には、厚生経済学の倫理的な

側面と科学的・技術的な側面とは不即不離の関係にあった。これに対して、効用概念の基数性と個人間比較可能性を放逐した【新】厚生経済学は、厚生経済学の倫理的な側面も同時に経済学の外部に放逐して、自らは科学的・技術的な経済分析の遂行にその任務を限るべきだとする諦観的な立場を正統化したのである。この思想を象徴する概念こそ、バークソンが最初に導入して、サミュエルソンがその精緻化と普及に多大な貢献をした《社会的厚生関数》である。

社会的厚生関数とは、社会を構成する人々が政策の《帰結》から享受する序数的な《効用》を情報的基礎として、代替的な経済政策の優劣を比較・評価する社会的基準——社会的《価値》——を記述する関数に他ならない。バークソンとサミュエルソンは、経済学者にとって社会的《価値》は外部から与えられるパラメーターであって、それ自体の分析は彼らの固有の任務ではないこと、彼らの任務は与えられた社会的《価値》を合理的に追求するために、的確な経済政策のメニューを設計することに限られると主張したのである。

社会的厚生関数の起源や、その関数が表現する社会的《価値》の形成方法を問うことの意義に関しては、バークソンとサミュエルソンの間に認識の微妙な温度差がある。バークソンの考え方によれば、厚生経済学が前提する社会的《価値》は分析の対象とされる経済・社会で支配的な社会的《価値》と整合的であるべきであって、支配的な社会的《価値》を発見するプロセスないしルールの研究は、経済学の正統的な分析課題とされてよい。これに対して、サミュエルソンは徹底して社会的《価値》の問題を経済学の領域外部に追放しようとする。彼の考え方によれば、社会的厚生関数が具体化する社会的《価値》は論理的に整合的である限り任意のものであってよいし、その社会的《価値》の起源や形成手続きは経済学者が本来的に関心を寄せるべき問題ではないのである。この点に関する両者の微妙な差異をどのように評価しようとも、社会的《価値》の形成プロセスの分析は、バークソンとサミュエルソンによって全く等閑視されたことだけは間違いない。

3. 公共《善》の形成と合理的な社会的選択：アロー理論の基本的なシナリオ

バークソンとサミュエルソンがその起源・内容・形成を全て不問に付した社会的《価値》ないし公共《善》(social good)を理論的な研究の対象として最初に精密に定式化して、《公私問題》にアプローチする標準的パラダイムを一挙に築き上げた画期的な貢献こそ、ケネス・アローの記念碑的な著書『社会的選択と個人的評価』（初版1951年、増補版1963年）だった。社会的選択の理論の間違いなく最大

の古典である。

アローの考え方によれば、経済学者が社会的《価値》ないし公共《善》の問題を経済学の外部へ追放して、社会にとってなにが《善》であるかという判断を行うことを放棄すれば、バークソン＝サミュエルソンの社会的厚生関数が表現する社会的《価値》にそもそも分析するだけの意義があるかどうかに関する判断は、経済学者にその社会的《価値》を示して経済政策の設計を求める側の問題——非常に無責任な表現をすれば《政治》の問題——であることになる。

だが、経済政策のプラスないしマイナスの効果を受けるのは、実際には社会に住む全ての人々である。彼らにとって意味のある社会的《価値》ないし公共《善》を前提とするのでなければ、経済政策論として有意義なメニューがどうして設計できるだろうか。これがアローの問題意識であったといってよい。アローによれば、実際に社会の内部で経済政策の影響を受ける人々が社会状態に対して表明する主観的な評価を集計して、社会的《価値》ないし公共《善》を形成するプロセスないしルールへの分析は、単に理論的に興味深いのみならず、経済政策の基礎理論を標榜する厚生経済学の不可欠な一部でなくてはならないのである。これこそが社会的選択の理論の出発点である。

アローは個人的な評価を集計して社会的《価値》ないし公共《善》を形成するプロセスないしルールへの分析を、3つの基礎概念を駆使して定式化した。第1の基礎概念は《社会的評価形成ルール》であって、形式的には個人的な評価を表現する個人的選好順序のプロファイルを集計して、社会的《価値》ないし公共《善》を表現する社会的選好順序を形成する関数である。アローはこの関数を社会的厚生関数と称したために、バークソン＝サミュエルソンの社会的厚生関数との概念的な混乱を招いて、いまとなっては無益な論争の種を播いてしまった。ここでは無用な混乱を回避するために、アローの社会的厚生関数を《社会的評価形成ルール》と呼ぶことにしたのである。名称の選択はともかくとして、アローがこの基礎概念を構成して形式的に捕捉しようとした考え方は、『社会的選択と個人的評価』の次の一節に鮮やかに述べられている。

ある固定された社会的選択肢のペアの相対的な序列は、少なくとも一部の個人の評価が変化すれば、それに伴って変化するのが通例である。個人的評価がどう変化しても社会的序列は不変に留まると仮定することは、プラトンの實在説のような伝統的社会哲学に加担して、個人の願望とは独立に定義される客観的な公共《善》

が実在するという仮定に帰着してしまう。この公共《善》を把握する最善の方法は哲学的な探究であるという主張がしばしば聞かれるが、そのような哲学は——宗教的であるか世俗的であるかを問わず——エリートによる支配を正当化するために利用されがちであるし、実際に利用されてもきた……。現代的な唯名論的気質の持ち主にとっては、プラトンの公共《善》が実在するという仮定は無意味である。ジェレミー・ベンサムとその追随者達の功利主義哲学は、それに替えて公共《善》を人々の個人的な《善》に依拠させることを試みた。さらに進んで、功利主義哲学と結び付いた快樂主義的心理学が、各個人の《善》を彼の《欲望》と同一視するために利用された。このようにして、公共《善》は、ある意味で人々の《欲望》の合成物であることになったのである。この観点は、政治的な民主主義と自由放任主義的な経済学——少なくとも、消費者による財の自由な選択と、労働者による職業の自由な選択を含む経済システム——の双方に対する正当化の根拠として、その役割を果たしている。

本書（『社会的選択と個人的評価』）においても、快樂主義的哲学は個人の行動は個人的選好順序によって表現されるという仮定のなかに、その具体的な表現を発見している。

アローが駆使する第2の基礎概念は、《バーグソン＝サミュエルソンの社会的評価順序》——アローの社会的評価形成ルールが個人的評価順序のプロファイルを集計した結果として形成される社会的な評価順序——である。形式的に表現すれば、アローの社会的評価形成ルールの定義域（domain）は個人的評価順序のプロファイル全体の集合であり、その値域（range）は社会的評価順序全体の集合である。

アローの理論的枠組みの第3の基礎概念は、《社会的選択ルール》である。アローの著書のタイトル——『社会的選択と個人的評価』——が示しているように、社会的選択の理論の課題は社会的選択肢の集合で定義された個人的評価を的確に考慮して、社会的選択肢の機会集合（opportunity set）から、ある選択肢を社会的に選択することである。ところで、個人的評価順序のプロファイルに対応するバーグソン＝サミュエルソンの社会的評価順序が形成されれば、社会的選択肢の機会集合のなかでバーグソン＝サミュエルソンの社会的評価順序に照合して社会的に最善の選択肢を採るという手順によって、非常に自然な社会的選択ルールを構成することができる。アローが実際に定式化した社会的選択の理論は、まさしくこのシナリオ

を実際に上演するものだったのである。

これらの基礎概念を駆使して構成されたアローの社会的選択の理論は、完全競争市場における消費者の合理的選択の理論と全く平行な形式で、合理的な社会的選択の理論的シナリオを描いたものになっている。すなわち、社会的選択肢の機会集合から行われる社会的選択の背後には、その選択の理性的根拠付けを与えるパーグソン＝サミュエルソンの社会的評価順序が存在するという意味で、アローが構想した社会的選択の理論は合理的な社会的選択の理論なのである。社会がアローのシナリオにしたがって選択を行えば、機会集合の制約条件の下で公共《善》の最大化を達成することができるのである。

4. アローの社会的合理性に対する批判：ジェームズ・ブキャナン

アローが定式化して衝撃的な《一般不可能性定理》を樹立するキャンバスとして縦横に駆使した社会的選択の理論の枠組みに対しては、『社会的選択と個人的評価』が公刊された当初から、【新】厚生経済学者や公共選択学派の人々によって、激しい批判が投げかけられてきた。特に、社会的《選択》の背後に社会的《価値》ないし公共《善》の最適化を想定するアローの社会的合理性の要請に対しては、公共選択学派の総帥であるジェームズ・ブキャナンによって、以下のような批判が提起されている。

社会的合理性という概念が導入されたという事実それ自体が、アローの社会的選択の定式化には基本的な哲学的問題点が含まれていることを示唆している。社会的グループの属性として合理性や非合理性を要請するということは、そのグループを構成する諸個人を離れた有機的な存在意義を、グループに対して付与することを意味している。・・・我々が、目的や価値をもつのは個人だけだという個人主義の哲学的立場を採用する場合には、社会的合理性や集団的合理性という問題を提起する余地はない。社会的な価値評価などは、端的に言って存在しないのである。あるいは、我々がなんらかの意味で社会有機体説的な哲学的立場を採用して、グループはそれに固有な価値順序をもつ独立した存在であると考えれば、この存在の合理性や非合理性を検証する唯一の正統性をもつ方法は、〔個人の評価を超越した〕社会的価値順序を吟味することであり得ない。

ブキャナンの批判の要諦は単純である。合理性は個人に固有な属性だから、我々が個人主義的な基礎に立って社会的選択の問題を考察する限り、そこで問われるべきはあくまで社会を構成する諸個人の合理性である他はない。個人的評価に足場を求めつつ、しかも社会に対して合理性を要請するアローの理論的な枠組みは、個人に対してのみ妥当性をもつ合理性の概念を、社会に対して不当に移植したものである——ブキャナンの批判はこの主張に凝縮されるといって差し支えない。

この批判に応答して、アローは社会的選択理論の性格を理解するうえで非常に興味深い考え方を提示している。彼によれば、民主主義はしばしば機能障害を引き起こすが、そのなかでも最も深刻な機能障害は、民主主義の麻痺現象——なにもしないことを民主的に決定したわけではないのに、民主的な意思決定プロセスの機能障害によって、社会的意思決定を行えずに麻痺状態に陥ってしまう現象——である。この麻痺現象が避けられるように民主的意思決定プロセスを設計しようとするれば、我々は社会的選択を合理的に基礎付ける社会的《価値》ないし公共《善》の存在を前提せざるを得ないというわけである。

アローのこの応答の意味と意義を理解するためには、まず民主主義の麻痺現象の典型的な一例として、《投票の逆理》あるいは《コンドルセ・パラドックス》と呼ばれる現象に触れる必要がある。いま、3人の個人1、2、3から構成される社会が、3つの選択肢 x, y, z のなかからある選択肢を《民主的》に決定する問題に直面するものとしよう。アローの社会的選択の理論の枠組みにしたがって、この社会的選択の情動的基礎は、社会構成員が表明する個人的選好順序のプロファイルであるものとする。具体的には、3人の個人の選好順序は

1: x, y, z 2: y, z, x 3: z, x, y

で与えられるものとする。この表示方法は、個人1の評価によれば選択肢 x は最善、選択肢 y は次善、選択肢 z は最悪であることを意味している。個人2、個人3の選好評価の意味も、全く同様にして理解できる筈である。さて、民主主義的な社会的選択という表現の意味が問題だが、ここでは簡単に単純多数決投票による決定をもって、ひとまず民主主義的な社会的決定と理解することにしたい。我々の具体例に即していえば x, y という2つの選択肢の間で単純多数決投票を行えば、個人1と個人3は x を y よりも支持するために、単純多数決による社会的なランキングは x は y よりも社会的に望ましいと判定することになる。同様な推論にしたがえば y

は z よりも、 z は x よりも社会的に望ましいという判定が得られることになる。この場合には、3つの選択肢のうちでいずれを社会的に選択したとしても、必ずそれよりも社会的に望ましい選択肢が別に存在することになって、多数の意思を尊重することをもって民主主義的な意思決定と考える限り、まさに民主主義の麻痺現象が発生してしまうのである。

この例が示す民主主義の麻痺現象は、単純多数決投票によって形成される社会的選択肢のランキングが、《推移性》という論理的な整合性の公理を満足しないことから引き起こされている。アローが彼の社会的選択ルールの背後に社会的《価値》ないし公共《善》の最適化を想定したこと、しかも社会的《価値》ないし公共《善》を体現する社会的評価ランキングが《順序》の公理——選択肢のどのペアに対しても両者の社会的な優劣比較ができるということ——を意味する《完備性》と、民主主義の麻痺現象を阻止する機能を担う《推移性》を、ともに要請する公理——を導入したことの根拠は、まさにここにある。ブキャナンの批判に対する反論をアローは次のように締めくくっている。

社会的選択メカニズムに課された集団的合理性の要請は、単に個人に妥当する合理性の要請を社会に対して不当に移植したものではなく、変化する環境に民主主義的なシステムが十分に適合できるために必要な、真に重要な属性として導入されたものなのである。

5. アローの一般不可能性定理

ところで、社会的選択問題の定式化を巡るブキャナンの批判をこのような論法で切り抜けたとしても、アローが構想する社会的選択メカニズムの設計可能性が、それによって保障できるわけでは全くない。アロー自身が示したように、社会的選択を合理化できる社会的《価値》ないし公共《善》を民主的に形成する可能性を、大きく阻む峻険な論理的な障害が存在するからである。この事実を一挙に論証した驚嘆すべき成果こそ、アローの一般不可能性定理に他ならない。

アローは『社会的選択と個人的評価』において、社会的評価形成ルールに対して4つの要請を公理として課すとき、これらの公理を全部満足するルールは論理的に存在し得ないことを論証した。アローが課した第1の要請は、社会的評価形成ルールの定義域になんの制約も課されない——個人的選好評価のプロファイルは、論理的に可能である限り、任意のものであってよい——という意味で、ルールの普

遍的な適用可能性を求めている。アローが課した第2の要請は、【新】厚生経済学の根幹にある《パレート原理》の社会的尊重を求めている。より具体的にいえば、社会構成員が一致して表明する選好評価は、ルールが形成するバーグソン＝サミュエルソンの社会的評価順序によっても尊重されることを求めるのが、アローの第2の要請なのである。アローが課した第3の要請は、社会的選択肢のあるペアに対する社会的な選好評価を形成するためには、そのペアに対する個人的な選好評価に関する情報だけを獲得すれば十分である——したがって、このペア以外の選択肢が諸個人の選好評価において占める位置に関して追加的な情報を得る必要はない——という条件であって、ルールの《情報的効率性》の要請と呼ぶに相応しい。アローが課した第4の要請は、だれか特定の個人の選好が必ず社会的な評価を決定するという意味で、独裁権をもつ個人が存在しないことを求めている。社会的評価形成ルールの《定義域の広範性》、《パレート原理の遵守》、《情報的効率性》、《非独裁性》を求めるアローの要請群は、個別的には反論の余地を見出しにくい程に説得的な内容をもっているが、これらの要請を全て満足するルールは、実は論理的に存在し得ないのである。

アローの一般不可能性定理は、先に挙げた投票の逆理ないしコンドルセ・パラドックスの一般化であるという表現がされることがある。この表現は誤解を招く可能性が大きい。アローの定理がどういう意味で一般不可能性定理なのかという点を伝え損ねる危険性もある。そこで、アローの定理の性格を明瞭にするために、2人の個人と3つの選択肢 x, y, z のみを含む最小サイズの社会を考えて、この定理の意味を簡潔に述べておくことにしたい。問題をさらに単純化するために、どの個人も選択肢に対して無差別という評価を表明することは決してないものとするれば、3つの選択肢 x, y, z に対して論理的に可能な選好評価の可能性は

a: x, y, z b: x, z, y c: y, x, z d: y, z, x e: z, x, y f: z, y, x

という6通りで尽くされることは明らかである。2人の個人はこれら6通りの選好評価のいずれでも表明できる——アローの《定義域の広範性》の要請——から、この社会で実現可能な個人的選好評価プロファイルの総数は $6 \times 6 = 36$ 通りある。社会的評価形成ルールは、これらのプロファイルのそれぞれに対して6通りの社会的選好評価のうちのいずれかを対応させるプロセスないしルールなのだから、この最小サイズの社会においてさえ、先験的に構想可能な社会的評価形成ルールの総数

は6の36乗個だけ存在することになる。これはまさに天文学的に膨大な数であって、単純多数決投票ルールなど具体的な社会的評価形成ルールの具体例は、その僅かな一例に過ぎないのである。アローは具体的なルールをひとつずつ検討してその適格性を確認するという各個撃破的な手法を採る替りに、適格なルールを特徴付ける公理群を導入することによって、ありとあり得べきルールを一挙に検討の舞台にあげる方法論を経済学の歴史上初めて適用したのである。実際には、論理的に可能なルールの総数が膨大であるだけに、各個撃破的な手法を採用しようにも採用の可能性は全くないというのが、偽りのない事実である。アローの一般可能性定理は、先に挙げた4つの要請を満足するルールは6の36乗個のルールのなかには決して存在しないことを証明することによって、【新】厚生経済学のシナリオに対して深刻な難問を突き付けた。この定理のもつ意味と意義は、投票の逆理とは全く比較にならない地平にあるというべきである。

6. 個人的《自由》の社会的尊重と公共《善》の効率的な達成可能性

アローの一般不可能性定理が提起した問題に対しては、2つの対処方法が考えられる。第1の対処方法は、アローによる社会的選択の問題の定式化を基本的に承認したうえで、彼が課した公理群の意味と意義を再検討して、公理間の論理的な対立関係を解消する調整方法を模索する方法である。アローに触発されて誕生した社会的選択の理論に関する膨大な研究の大部分は、このルートを辿って行われてきたとって過言ではない。第2の対処方法は、アローの定式化それ自体を問題視して、公共的な意思決定に委ねられるべき問題領域と、個人の自律的・責任的な選択に委ねられるべき問題領域に関して、新しい理論的なシナリオを模索する方法である。後に我々は、この第2のルートを辿って公共《善》の形成方法に関する代替的なシナリオを提唱することになるが、それに先立って《公私問題》の観点からアローの社会的選択の理論を再検討する際には避けて通れない、もうひとつの問題を論じておくことにしたい。個人的《自由》と公共《善》の効率的な達成可能性との間の緊張関係を鮮やかに指摘して、学会に大きな波紋を広げたアマルティア・センの《パレート派リベラルの不可能性》定理がそれである。

議論のひとつのきっかけとして、アローが彼の一般不可能性定理を最初に公表した折のエピソードを紹介しておきたい。カナダの政治学者デーヴィッド・マッコード・ライトは、ノーベル経済学賞を受賞した計量経済学者ローレンス・クラインが座長を務めたエコノメトリック・ソサエティのセッションでアローが彼の定理

を公表した際に、アローの公理群には社会的選択の基本的価値として個人の《自由》の社会的尊重が含まれていないという理由で激しい異論を唱えて席を蹴り、廊下でクラインとアローはコミュニストだと叫んだというのである。形式的にいえば、アローの両立不可能な公理群に追加して個人的《自由》の社会的尊重という要請を課せば、拡大された公理群はさらに矛盾の程度を深めるだけのことである。その意味ではライトの批判はやや的外れの感もあるのだが、社会的選択の理論の概念的枠組みのなかで個人的《自由》の社会的尊重という価値に正確な表現を与えて、他の社会的価値との論理的な整合性を検討する可能性を開いたのは、ライトの批判の後20年を経て1970年に公刊されたアマルティア・センの古典的論文 "The Impossibility of a Paretian Liberal" だったのである。

センが提起した問題は、個人の最小限度の《自由》を社会的に尊重するという自由主義の要請と、民主主義の最小限の要請とみなされる《パレート原理》を同時に満足する《社会的選択ルール》が存在するかという問題——自由主義と民主主義のインターフェイス・メカニズムの存在問題——だった。アローが彼の社会的選択の理論を展開する際に用いた3つの基礎概念——《社会的評価形成ルール》・《バーグソン＝サミュエルソンの社会的評価順序》・《社会的選択ルール》——のうちで、最初の2つの基礎概念をバイパスして《社会的選択ルール》の存在可能性の問題に直進したセンのアプローチは、《社会的評価形成ルール》によって得られる《バーグソン＝サミュエルソンの社会的評価順序》によって《社会的選択ルール》を合理化するというアローの《社会的合理性》の要請に依存していないだけに、ある意味ではアローのアプローチよりもさらに直接的に社会的選択そのものの問題点に肉迫する試みであったといってもよい。

センが導入した個人の《自由》の社会的尊重という公理は、社会的選択肢のあるペアが特定の個人の私的な関心事——彼の私的な日記の中身とか、彼の寝室の壁の色とか、彼の信仰内容とか——においてのみ異なる場合には、彼がこの両者のうちで選好する選択肢を含む機会集合から社会が選択する部分集合には、彼が忌避する選択肢が含まれることは決してないことを要請する。これに対して、《社会的選択ルール》に直接的に課される要請として表現された《パレート原理》は、社会的選択肢のあるペアに対する個人的選好評価が全員一致して一方の選択肢を他方の選択肢よりも選好するものである場合には、全員一致して選好する選択肢を含む機会集合から社会が選択する部分集合には、全員が忌避する選択肢が含まれることは決してないことを要請する。自由主義と民主主義の最小限度の要請をそれぞれ具体化

しているように思われるこれらの要請だが、この両者を同時に満足する《社会的選択ルール》は論理的に存在し得ない——これがセンの《パレート派リベラルの不可能性》定理なのである。

問題の定式化の仕方から一目瞭然であるように、センの不可能性定理はアローの社会的合理性の要請とは全く無関係である。そのみならず、アローの定理の場合にはその証明の殆どのステップにおいて論理の運びの推進力となった《情報的効率性》の要請さえも、センの定理を構成する公理群のなかには姿を現わしていない。また、アローの定理と比較してセンの定理は遥かに単純な構造をもっていて、その証明も殆どトリヴィアルに近い程に簡単である。だが、センの不可能性定理がシンプルであればある程、その不可能性を解消するための手掛かりは、それだけ少ないということも事実である。例えば、センによる個人の《自由》の社会的尊重という公理の定式化の方法に対しては、様々な批判が投げかけられてきている。だが、センが提起した《自由》と《効率》との衝突という基本的なディレンマは、個人の《自由》の社会的尊重という公理の定式化方法の差異を超越して、個人の自律に委ねられるべき領域と社会的な合意に基づく効率性の追求に委ねられるべき領域をどのように接合すべきかという《公私問題》を考えるための基本的なパラダイムとして、依然として我々が挑戦すべき問題として屹立し続けているのである。

7. 帰結主義的な観点と非帰結主義的な観点

第2節で述べたように、【新】厚生経済学の考え方のひとつの柱は、経済政策や経済システムの善悪の判断を序数的効用というフィルターを通して判断される帰結の善悪のみに依存させる厚生主義的帰結主義であった。ロビンズの批判によって挫折した【旧】厚生経済学を克服して登場した【新】厚生経済学ではあったが、この点に関する限りでは、厚生経済学の【新】と【旧】の間にはなんらの相違点もなかったのである。そのみならず、【新】厚生経済学の考え方のもうひとつの柱となった社会的厚生関数の概念の批判的検討から出発して、ついには【新】厚生経済学の基礎に対する最も深刻な批判を意味する一般不可能性定理に到達したアローの社会的選択の理論さえ、依然として厚生主義的帰結主義の考え方を継承して構築されていたのである。

経済学の歴史を遡ってみると、伝統的な経済学は基本的に帰結主義の考え方に立脚してきたことはほぼ間違いない事実である。アローがある機会に述べたように、

経済政策にせよ、その他のいかなる社会政策にせよ、社会や経済を構成する多数のそして様々な人々に対して、なんらかの帰結をもたらすものである。アダム・スミスの時代以前はともかくとして、彼の時代以降の事実上全ての経済政策論においては、代替的な経済政策に関する判断は諸個人に対する政策の帰結に基づいて行われるべきであることが、当然のこととされてきた

のである。帰結のみに政策やシステムの是非に関する判断の情動的基礎を求めるという意味で、帰結主義は確かにやや限定的な見方であるにせよ、人々に対する帰結を判断の情動的基礎のひとつの支柱とする考え方を全く否定する極論を、整合的に維持し続けることはまず不可能である。換言すれば、経済政策や経済システムの善悪の判断に際しては、帰結主義的な観点が少なくとも重要な観測拠点のひとつとなることは認めざるを得ないと思われる。この点までは異論の余地は少ないにせよ、帰結主義をさらに限定して従来の殆ど全ての規範的経済学を特徴付けてきた厚生主義的帰結主義の擁護にむかうのか、それとも帰結主義的な観点を補完する観測拠点として非帰結主義的な観測拠点を新たに導入することによって、経済政策や経済システムの善悪の判断の情動的基礎を一層充実させる作業にむかうのかに関しては、経済学者の間で――社会的選択の理論の研究者の間でさえ――大いに異論と批判があるのが現状である。

第6節で予告したように、アローとセンの一般不可能性定理が提起した問題に対処する方法として、我々自身はアロー＝センの社会的選択の理論の枠組みを再構成して、公共的な意思決定に委ねられるべき問題領域と、個人の自律的・責任的な選択に委ねられるべき問題領域に関して、新しい理論的なシナリオを提唱したいと考えている。この新たなシナリオにおいては、帰結主義的な観点と非帰結主義的な観点の双方が、経済政策や経済システムの善悪の判断の情動的基礎として役割を果たすことになる。この事実を見越して、本節ではややなじみが少ないと思われる非帰結主義的観点の意味と意義について、予備的な考察を行うことにしたい。

《非》帰結主義というと、いかにも帰結の意義の重要性を否定する考え方であるかの印象を与えがちである。だが、我々が非帰結主義的観点を導入しようと提唱する意図は、帰結主義の考え方を完全に退けて、それに代替する考え方を確立することにあるわけではない。我々の主張は、最終的な帰結だけではなく、その帰結の背後に存在していた《選択の機会》に補完的に注目したり、その帰結をもたらした

《選択手続き》に補完的に注目したりすることが、経済政策や経済システムの善悪に関する社会的判断を整合的に行ううえで、不可欠な重要性をもつということに尽きるのである。

まず、選択の機会集合が与えられたとき、実際にはその機会集合のなかから唯一の選択肢が選択されるにせよ、選択されなかった選択肢を含めて機会集合の全貌に関する情報を得ることが《評価》の観点から重要性をもつ状況は、数多く挙げることができる。これはセンがその著書『福祉の経済学——財と潜在能力——』のなかで指摘した例であるが、飢饉のさなかに食料を得る手段がないままに、選択の余地なく生命を断たれるという状況と、生命を維持するだけの食料と水があるにも関わらず、抑圧的な政治体制への抗議の意思を鮮明にするために、断食を敢行して尊厳死を選択する状況とでは、等しく餓死という悲惨な帰結であるにせよ、社会的な評価においては——実際には個人的な評価においても——大きな差異があるというべきである。帰結のみに専ら注目する情報的基礎に依拠する分析は、この重要な差異を的確に捉えて社会的評価に反映するチャンネルを、自ら放棄していることになる。

また、最終的な帰結を実現する社会的な選択手続きにも、価値ある帰結をもたらす道具としての手段的な価値を越えて、内在的な価値を認めるべき状況が数多くあるように思われる。この考え方は決して特異なものでも奇矯なものでもない。例えば、大経済学者ジョセフ・シュンペーターは、その著書『資本主義・社会主義・民主主義』のなかで次のような警句を吐いたことがある。

信念をもった社会主義者ならば、社会主義社会に生きるという事実それ自体から、内在的な満足を引き出すかもしれない。彼らにとって社会主義社会のパンは、それが社会主義社会のパンであるという理由だけで、資本主義社会のパンよりも美味に感じられるかも知れない——たとえそのパンのなかにネズミが見つかるとしても。

この点は重要なので、重ねてもうひとつ例を挙げておきたい。いまある父親が、3人の子供にケーキを公平に分配するという状況を考えてみよう。第1の分配方法は、父親が自らナイフをとってケーキを3等分して、子供達に手渡す方法である。第2の分配方法は、父親がナイフを子供達に手渡して、どういう分配が公平であるか相談のうえで切りなさいと決定を委ねる方法である。この際に、子供達が相

談の末に到達した分配がやはり3等分であれば、帰結に専ら注目する観察者にとっては2つの分配方法はなんの変わりもないことになる。だが、第1の分配方法においては子供達は分配の仕方に関する決定方法に参加する権利が全く認められていないが、第2の分配方法においてはその権利が完全に認められている。この重要な差異を見逃すことになる情報上の制約は、社会的な評価の観点から重要な欠陥を意味しているというべきではあるまいか。

選択手続きの重要性を考慮して社会的選択の理論的枠組みを再検討するうえで見逃せない概念的な区別を、ジョン・ロールズの著書『正義の理論』が指摘している。《完全な手続き的正義(perfect procedural justice)》と《純粋な手続き的正義(pure procedural justice)》の区別がそれである。

まず、完全な手続き的正義とは、帰結の空間で先験的に定義される《帰結道徳律(outcome morality)》から出発して、その道徳律に即して正義にかなう帰結を必ず実現する機能を備えた選択手続きを、正義にかなう選択手続きであると認める考え方である。この考え方を簡潔に特徴付けるためには、《帰結道徳の手続き的正義に対する優先性》という表現を用いるのが適切である。この考え方によって正義にかなうと認められる選択手続きには、帰結に関する道徳律を実現する手段ないし道具としての副次的な位置付けしか、認められてはいないからである。これに対して、純粋な手続き的正義論は、帰結の空間における帰結道徳を先験的な前提としてはいない。この考え方を簡潔に特徴付けるためには、完全な手続き的正義論の場合とは推論の手順を完全に逆転させて、《手続き的正義の帰結道徳に対する優先性》という表現を用いるのが適切である。すなわち、ある手続き的正義の条件にしたがって社会的に採択された選択手続きを適用して得られる帰結は、なんらかの帰結道徳を満足するか否かとはさしあたり独立に、正義にかなう帰結であると認める考え方こそ、純粋な手続き的正義論なのである。

伝統的な厚生経済学と社会的選択の理論は、資源配分の帰結の空間で《パレート効率性》や《羨望のない状態としての衡平性》など、社会的な合意が比較的容易に成立する帰結道徳を先験的に導入して、競争的価格メカニズムを典型的な一例とする社会的な選択手続きの性能を、前提された帰結道徳を実現できる性能を備えているか否かに応じて判定するという理論構造をもっている。この意味において、伝統的な規範的経済学は完全な手続き的正義論の立場に依拠して帰結と手続きとの関係を理解してきたとって全く差し支えないのである。厚生主義的帰結主義は、完全な手続き的正義論の観点に立つ理論構造に対して、まさに適合的な情報的基礎を

提供してきたのである。これに対して、純粋な手続き的正義論の観点に立つ規範的な経済分析は、伝統的な厚生経済学と社会的選択の理論には殆どその前例がないといって過言ではない。実際、厚生主義的帰結主義という伝統的な厚生経済学の情報的基礎は、純粋な手続き的正義論の観点に立つ経済分析を行う余地を、先験的に奪ってきたといわざるを得ないのである。

ところで、純粋な手続き的正義論の決定的な特徴は、手続き的な正義の帰結道徳に対する優先性であるだけに、正義にかなう選択手続きを定義する際には、選択手続きが結果的に達成する帰結の善悪から遡って、その手続きの善悪を判定するという論理的な手順を踏むわけにはいかないことになる。純粋に手続き的な正義論に貢献したロールズの正義論が、社会的選択手続きの決定が行われる虚構の契約の場として《原初状態 (original position) 》という抽象的なステージを理論的に設定して、多くの情報の利用を遮断する厚い《無知のヴェール (veil of ignorance) 》でこの契約の場を包んだのは、まさにこの理由からであった。もし仮に、社会的に決定された手続きを適用した帰結を合理的に推定するために必要な情報が人々の掌中にあるように、選択手続きの社会的決定段階を戦略的に操作する誘因をもつことになる。ロールズが原初状態を特徴付けるために前提した無知のヴェールは、人々が自己利益の観点にではなく、選択手続きに備わる内在的な価値を没利己的 (impersonal) かつ不偏的 (impartial) に評価する観点に立って社会的決定に参加するように、人々を動機付けることを任務とする理論的な虚構だったのである。往々にして非現実的・空想的だとして非難されがちな無知のヴェールに覆われた原初状態という契約の場は、人々が公正なルールの選択に対するコミットメントを共有することを表現した巧妙なレトリックなのだと理解すべきなのである。

それでは、帰結と並行してその帰結をもたらす選択手続きの価値をも考慮した分析的な枠組みは、どのようにして構成できるのだろうか。この問題を考える手掛かりは、アローの『社会的選択と個人的価値』の最終章の以下の一節に求めることができる。

社会状態を定義する様々な変数のうちには、社会がその選択を行う手続きそれ自体が含まれている。この変数は、社会構成員にとって選択のメカニズムそれ自体が価値をもつ場合には、とりわけ重要である。例えば、ある個人はある分配が自由な市場メカニズムを媒介項として実現されることに対して、同じ分配

が政府による配給を介して実現されることと比較して、積極的な選好をもつかもかもしれない。決定手続きを広義に理解して、社会的決定が行われる社会心理学的な環境を全て包含させる場合には、財の分配に関する選好と比較して広義の選好がもつ現実感とその重要性は明らかである。

アローの示唆を生かして手続きそれ自体に内在的な価値を認める考え方を正確に定式化するためには、社会状態の記述を拡充して、社会的な選択手続きの記述を追加することにしさえすればよい。 x は狭義の社会状態の記述であり、 θ は社会的な選択手続きの記述とすると、 (x, θ) という順序対を広義の社会状態と呼んで、これを「社会的な選択手続き θ によって、狭義の社会状態 x が達成される状態」と解釈して、従来の変数の解釈を改めることにするのである。そのとき、拡張された社会状態のうえで定義される個人 i の選好順序を $R(i)$ とするとき、狭義の社会状態 x, y と社会的な選択手続き θ, κ に対して、 $(x, \theta) R(i) (y, \kappa)$ は、「個人 i の判断によれば、狭義の社会状態 x を選択手続き θ の媒介によって実現することは、狭義の社会状態 y を選択手続き κ の媒介によって実現することと比較して、少なくとも同程度に望ましい」ことを意味するものと解釈することができる。

ただし、このように社会状態の解釈を改めた場合には、従来の社会的選択の理論をそのまま機械的に適用することは不可能となって、拡張された社会状態の選択に関する社会的選択の理論は、全く新たな建設作業を必要とすることには注意すべきである。社会状態の記述を広義に改めて、選択手続きを狭義の社会状態の記述に追加するアイディアは確かに卓抜・巧妙だが、この改訂された記述方法によって選択の手続きないしメカニズムの内在的価値に対する考慮を伝統的な社会的選択の理論に一挙に吸収してしまうことは、実際には不可能なのだといわざるを得ないのである。

この事実を曖昧さの余地なく理解するためには、実行可能性 (feasibility) という基本概念を、伝統的理論と新しい理論がどのように表現するかという点に注目してみさえすればよい。伝統的理論における実行可能性の概念は単純であって、(狭義の) 社会状態 x が実行可能であるのは、社会的選択肢の機会集合 A が与えられた場合に $x \in A$ が満足されるとき、そしてそのときのみである。これに対して、新しい理論における実行可能性の概念を表現するためには、選択手続きの構造を明示する必要がある。議論の単純化のために、以下では《ゲーム形式 (game form)》による選択手続きの表現を採用することにしたい。ある社会 $N := \{1, 2, \dots, n\}$ における

ゲーム形式とは、順序対 $\gamma := (M, g)$, $M := M(1) \times M(2) \times \dots \times M(n)$ のことをいう。ただし、 $M(i)$ ($i \in N$) は個人 i の《戦略集合 (strategy set)》であって、諸個人間の戦略的相互関係において彼が合法的に選択できる戦略の可能性を表現している。 g はある実現可能な帰結の集合 S と戦略ベクトル $m := (m(1), m(2), \dots, m(n))$ が与えられたとき、ある帰結 $g(m, S) \in S$ をこれに対して指定する《結果関数 (outcome function)》であって、諸個人間の戦略的相互作用の結果としてどのような社会的帰結がもたらされるかを表現している。

いま、狭義の社会状態に対して定義される個人的選好順序のプロファイル $Q(N) := (Q(1), Q(2), \dots, Q(n))$ とゲームの均衡概念 ξ が与えられたとして、非協力ゲーム $(\gamma, Q(N))$ の均衡戦略ベクトルの集合を $\xi(\gamma, Q(N))$ で表現すれば、ある広義の社会状態 (x, γ) が実行可能であるのは

$$x \in g(\xi(\gamma, Q(N)))$$

が成立するとき、そしてそのときのみであることは明らかである。このように、広義の社会状態の実行可能性を確認するためには、狭義の社会状態に対する個人的選好順序のプロファイルと、非協力ゲームの均衡概念が必要とされることになる。この点は伝統的理論との決定的な違いである。新しい酒はやはり新しい革袋を必要とするのである。

8. 公共《善》に対する代替的なアプローチ：社会的選択の理論の再構成

公共《善》の社会的な形成プロセスないしルールとしてアロー＝センの社会的選択の理論を理解しようとする、彼らの定式化を問題視すべき理由がいくつか浮かび上がってくる。バーグソン＝サミュエルソンの社会的評価順序による社会的選択ルールの合理化を要請するかどうかという点ではアローとセンの定式化に差異があることは事実だが、ここで注目したいのはむしろ彼らが共有しているかに思われる理論的シナリオである。

アロー＝センの理論的シナリオを素直に読めば、いかなる社会的選択肢の機会集合が実現するか、またいかなる個人的選好順序のプロファイルが実現するかが判明しない《無知のヴェール》に閉ざされた状況で、社会を構成する人々は社会的評価形成ルールないし社会的選択ルールに《事前》的に合意して、《事後》的に個人的選好順序のプロファイルと機会集合が判明すれば、《事前》に合意されたルール

が機会集合の制約にしたがって《事後》的に選択する選択肢を黙々と実行することを、暗黙裡に仮定しているように思われる。高度に抽象化されたモデルとして比喩的に理解するにせよ、この公共《善》の形成プロセスのシナリオを承服しがたく思う人々は決して少なくはないように思われる。このシナリオにおいては、個人の自律的・責任的な選択に委ねられるべき問題領域は非常に限定的であって、ルール設計に際してその情報的基礎となる個人的選好順序を表明すること以外には、公共的に選択された社会的選択肢を《事後》的に肅々と遂行することしか個人には認められていないからである。

我々が提唱する代替的な理論的シナリオは、経済・社会の制度的枠組みに関する社会的選択と、機会集合からの帰結の社会的選択を、2段階に分割して構想されている。第1段階は、ゲーム形式によって定式化された経済・社会の制度的枠組みを選択する社会的手続きの制定段階であり、第2段階は制定された社会的選択手続きにしたがって選択された経済・社会の制度的枠組み＝ゲーム形式を、《事後》的に判明した個人的選好順序のプロファイルのもとで人々がゲームとしてプレーした結果として、ひとつの社会状態が帰結として実現される遂行段階である。

ゲーム理論に通じた読者ならば、この2段階の社会的選択の理論的シナリオを聞いた途端に、《部分ゲーム完全均衡》という概念を想起されるに違いない。この概念の要諦は、現在ある決定を行う際に、その結果として将来発生する事態を完全に読み込んで意思決定を行って、将来時点に到ったときにかつての――第1段階での――意思決定を覆す必要に迫られないように慎慮的に行動せよということ――「先を完全に見越して行動せよ」ということ――である。第1段階に「かくすれば」、第2段階に「かくなる」ということを全部正確に予想して、その因果関係を読み込んで第1段階で予め決定しておけば、第2段階では予測した事態が整然と実現するというわけである。《完全》均衡といわれると、いかにも規範的な意味で《善》なる均衡という思い込みを抱きかねないが、この概念にはなんら特別な規範的意義が込められているわけではないことに注意すべきである。そして我々が構想する社会的選択の理論の2段階構想は、部分ゲーム完全均衡の考え方とは全く無縁なのである。

先に述べたアロー＝センのシナリオの場合と同様に、我々の理論的シナリオもロールズ的な《無知のヴェール》の仮説を援用する。すなわち、社会的帰結が決定される第2段階において、いかなる社会的選択肢の機会集合が実現するか、またいかなる個人的選好順序のプロファイルが実現するかについて、社会的選択手続きを

制定する第1段階においては、人々が予知する手段は全くないものと仮定する。そのため、第2段階に到ってどのゲームをプレイするにせよ、その均衡を予め正確に読み込んで自分の利得の観点から有利な経済・社会の制度的枠組み=ゲーム形式が選択されるように、社会的選択手続きを制定する第1段階で戦略的に行動する誘因は、前もって摘み取られていることになる。そうであるだけに、第1段階における社会的選択に際して情報的基礎を提供する個人的選好順序は、帰結の空間で定義される個人の主観的選好順序ないし効用関数ではなく、前節で導入された選択手続きの内在的価値を考慮して拡張された選好順序であるものと考えべきである。この拡張された個人的選好順序のプロファイルを集計する社会的選択手続きは、選択手続きの内在的価値に関する個人的評価の有り様を考慮して、経済・社会の制度的枠組み=ゲーム形式を選択する社会的選択手続きを決定することになる。

第2段階でゲーム論的な戦略的相互作用を経て帰結として一《事後》的に一決定される社会状態を見越せないままに、選択手続きの内在的価値に関する個人的評価に依拠して経済・社会の制度的枠組み=ゲーム形式を《事前》的に選択する我々の理論的シナリオは、アロー=センの社会的選択の理論とは非常に対照的な性格をもっていて、むしろ前節で説明したロールズの純粋な手続き的正義論と親和的な構想である。技術的な詳細をここで述べることは避けざるを得ないが、この構想の理論的展開の輪郭を伝えるためには、以下のような簡略な概念的説明でもながしかの役に立つ筈である。

e は《経済環境 (economic environment)》を示す記号、 E は可能な経済環境全体の集合を示す記号とする。ひとつの経済環境が与えられるということは、社会を構成する人々の労働能力、(主観的)選好、資源の初期保有量および経済全体としての生産技術が、ある水準に特定化されたということの意味している。ひとつの経済環境 $e \in E$ が与えられたとき、物理的に実行可能な資源配分全体の集合を $Z(e)$ と書くことにする。経済環境は社会の外部から《自然》によって賦与される与件であって、人知によってこれを変更することはできないが、物理的に実行可能な資源配分を選択するルール—《資源配分ルール (resource allocation rule)》—は、社会を構成するひとびとの公共的な選択によって内生的に決定される変数であることに注意したい。

この分析の情報的な基礎は、各個人 $i \in N$ が表明する2種類の異質的な選好順序である。第1の選好は、代替的な資源配分に対して彼が表明する《主観的選好 (subjective preference)》である。形式的にいえば、この選好は各個人 $i \in N$ の消

費可能集合で定義される選好順序 $Q(i)$ によって表現される。第2の選好は、資源配分と資源配分ルールとの順序対に対して彼が表明する《倫理的選好 (ethical preference)》である。主観的選好とは異なって、倫理的選好は彼が社会的選択手続きを《没個人的 (impersonal)》な観点から評価する基礎を提供するものだけに、経済環境や社会を構成する人々の主観的選好順序のプロファイルが変われば、それに対応して変わると考えるのが自然である。この対応関係を形式的に表現するために、消費可能集合で定義される主観的選好順序のプロファイル全体の集合を Σ とするとき、直積集合 $E \times \Sigma$ の上で定義される各個人 $i \in N$ の《社会的厚生関数 (social welfare function)》 $R(i)$ を導入する。経済環境 $e \in E$ と主観的選好順序のプロファイル $Q(N) := (Q(1), Q(2), \dots, Q(n))$ が判明したとき、個人 i が広義の社会状態に対して表明する倫理的選好順序は $R(i)(e, Q(N))$ によって与えられることになるわけである。

この理論において主観的選好が果たす役割は、社会的に選択された資源配分ルール—ゲーム形式—と相まって、帰結としての資源配分を決定するゲームを定義して、その均衡において狭義の社会状態—資源配分—を決定することである。これに対して、倫理的選好が果たす役割は、手続き的正義にかなう資源配分ルールを社会的に選択する際の情報的基礎となることである。この社会的選択手続きが純粋な手続き的正義の要請を満足するためには、ルールがどのような帰結をもたらすかを推論して利己的個人がルールの設計をあらかじめ偏向させることができないように、ルールの適用段階で《事後》的に判明する経済環境 $e \in E$ と主観的選好のプロファイル $Q(N) := (Q(1), Q(2), \dots, Q(n))$ が未だ不分明な《事前》的な契約の場を設定して、ルールの社会的選択を行う必要がある。この要求に応えるために、我々は社会を構成する人々が表明する倫理的選好のプロファイル $R(N) := (R(1), R(2), \dots, R(n))$ を集計する社会的決定プロセス ψ によって、 $R(N)$ に対応する社会的・社会的厚生関数 $R := \psi(R(N))$ が一挙に—すなわち個々の $(e, Q(N))$ に応じてではなく—選択されるという理論的シナリオを考察する必要があるのである。

無知のヴェールに包まれた仮説的な契約の場において選択された社会的・社会的厚生関数 $R := \psi(R(N))$ は、ルールの適用段階において経済環境と主観的選好順序のプロファイルのペア $(e, Q(N))$ が判明すれば、 $R(e, Q(N))$ という社会的選好順序に従って社会的に最善のメカニズム—ゲーム形式— $\gamma := (M, g)$ を決定することになる。そのとき、社会的に実現される資源配分は、この社会において受け入れられる均衡概念を ξ とするとき、 $g(\xi(\gamma, Q(N)))$ —これは $Z(e)$ の部分集合であ